

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告示

- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件四件
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件二件
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件

四二一

告示

福島県告示第六百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和七年九月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
西白河郡西郷村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的
水源の涵養
三 解除の理由
砂防設備用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和七年九月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
双葉郡富岡町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的
潮害の防備
三 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び富岡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和七年九月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
双葉郡楢葉町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的
潮害の防備
三 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び楢葉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和七年九月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
双葉郡広野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
三 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び

広野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和七年九月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字中川字上野原二一五、字前林三七九の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字中川字前林一〇九六の一から一〇九六の五まで、一〇九六の七、字下居平一五七六の一、一五七六の二、一五七六の四、一五七七
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字中川字下居平一五七八の一、一五七八の四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 - 四一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字中川字下居平一五七二の乙、字根岸一〇八二、一〇八三、一〇八五、一〇八六の二、一〇八七、一〇八八の一
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 - 五一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大沼郡金山町大字大塩字要書五二六五の二五、五二六五の二六、五二六五の二八、五二六五の四二、五二六五の四四、五二六五の四五、五二六五の四七、五二六五の六八から五二六五の七〇まで、五二六五の八四から五二六五の九二まで、五二七八、五二七九、上ノ山一九八一、二二〇〇三の二、二二〇〇七の一、二二〇一一、二二〇一三、五二九四
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百一十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和七年九月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字内川字津木五一の三から五一の五まで（以上三筆国有林）、五一の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字内川字西原一〇三の四（国有林）、一〇三の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字茗荷字大枇杷沢二の一、二の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字茗荷字大沢四二、四五の一から四五の四まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 五 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字茗荷字入川崎一〇、二三、三二、三三、三五の一から三五の七まで、三六の二、三九の一、三九の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 六 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字茗荷字滝ノ上三五の三、三五の五
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字関岡字高谷畑二二の二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、矢祭町森林整備計画で定める標
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字関岡字高谷畑二五の一、二五の二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、矢祭町森林整備計画で定める標
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字関岡字芝一三六の一、一三六の三、一三六の四、一三六の六
から一三六の一まで
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、矢祭町森林整備計画で定める標
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

- 次のとおりとする。
- 十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字金沢字中野沢一の一から一の一〇まで、字吉ヶ沢三
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、矢祭町森林整備計画で定める標
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)
- 福島県告示第六百十二号
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
- 令和七年九月十二日
- 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 一 所在の不明な者の氏名
- 根本英二 根本国五郎 根本留之助 渡邊トラ 芳賀保義 木村清一 鈴木康矩
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件(令和七年福島県告示第四百五十一号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。
- (森林保全課)